

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「信頼」をキーワードとした経営理念に基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識の下、取り組みを進めてまいります。

また、企業として求められる社会的責任(CSR)を果たしていくことを念頭に置き、昭和電線グループの業務の適正を確保するために必要な体制の整備についても積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 株主総会における権利行使】

当社は、現状の当社の株主構成等に鑑みて、議決権の電子行使の採用および株主総会招集通知の英訳は行っておりませんが、今後の株主構成の推移等を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1. 取締役会の役割・責務】

当社は、経営陣の報酬については、個別の役職・成果、経営環境、経営成績および配当水準等を勘案した上で適切に決定することとしており、執行役員および業務執行取締役については、中長期の業績を反映させる観点から、各自の月額報酬より一定額以上を役員持株会に拠出することで当社株式を購入し、在任期間中は継続して保有することとしております。さらに健全なインセンティブが機能する経営陣の報酬の在り方については、今後も必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性を分析・評価するために、毎年度において取締役および監査役全員に対してアンケートを実施することといたしました。現在は1回目のアンケートを実施しているところですが、今後はその結果に基づく議論を行う中で、結果の概要を開示することについても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式については、企業間取引の強化と事業上の関係維持の必要性および発行会社のリスク要因等を勘案し、合理性が認められた場合に限り政策的に保有することとしております。また、政策保有株式については、毎年、取締役会において保有方針および一定の事項に基づき検証し、必要に応じて見直すこととしております。

なお、政策保有株式に関する議決権行使については、昭和電線グループに対する中長期的な企業価値向上への貢献等に鑑みて、その賛否を総合的に判断することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引が行われる場合には、事前に取締役会で審議し承認を得た上で事後にも報告することを必要としております。また、当社および当社子会社の役員に対しては、担当部門より毎年定期的に関連当事者取引に関する調査票の提出を求めています。

なお、主要株主との取引については、個別の案件ごとに、その重要性や収益性に鑑みて経営会議または取締役会で審議し承認を要することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念・経営戦略および中期経営計画については、当社ホームページにて開示しております。

<http://www.swcc.co.jp/company/idea.html>

<http://www.swcc.co.jp/ir/strategy.html>

<http://www.swcc.co.jp/ir/plan/index.html>

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方およびコーポレートガバナンス・コードに定められた各原則の趣旨に基づき、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向けて継続的に取り組んでいくことを基本方針としております。

(iii) 執行役員等の経営陣幹部および取締役の報酬については、個別の役職・成果、経営環境、経営成績および配当水準等を勘案した上で適切に決定することとしております。さらに、執行役員および業務執行取締役については、中長期の業績を反映させる観点から、各自の月額報酬より一定額以上を役員持株会に拠出することで当社株式を購入し、在任期間中は継続して保有することとしております。

また、取締役の報酬については、株主総会決議に基づく報酬総額の限度額の範囲内において取締役会で決議しており、賞与を支給する場合にも、株主総会決議を経た後に取締役会で決議することとしております。

(iv) 執行役員等の経営陣幹部の選任、取締役および監査役候補者の指名を行うにあたっては、人格、見識にもすぐれた者で、法定の資格要件を備え、かつ、当社の発展のために必要不可欠の人材であること等を勘案した上で、取締役会の決議に基づき選任および指名することとしております。

また、社外取締役および社外監査役候補者については、当社と利害関係を有さない法人等において経営に携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を有しており、客観的な立場から当社経営に対して適切な助言および監督または監査を行い得る者を、取締役会の決議に基づき指名することとしております。

(v) 全ての取締役および監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において個別に開示することとしております。

なお、株主総会招集通知については、当社ホームページにて掲載しております。

<http://www.swcc.co.jp/ir/meeting/index.html>

【補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会のほか昭和電線グループの経営に関する審議機関として経営会議を設置しております。取締役会は、法令および定款に定められた事項ならびに当社および昭和電線グループの経営に関する重要な事項として「取締役会規則」で定められた事項について、経営会議は、昭和電線グループの経営に関する事項として「昭和電線グループ経営管理規程」で定められた事項について、それぞれ審議・決定しております。各取締役の担当および業務執行に関する授権については、原則として選任時において法令および当社の「職務権限規程」に基づき、取締役会において決定しております。また、経営会議には、当社の取締役および監査役のほかに当社の主要な事業会社の取締役社長が当社執行役員として出席しており、経営会議において審議された事項は、執行役員を通じて事業会社の業務執行に適切に反映される仕組みを整えております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社においては、多様な経験や見識に基づく独立した立場からの助言および監督機能を強化するために、当社と利害関係を有さない上場企業において経営に携わった経歴を有する独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社が独立社外取締役の候補者を選定するにあたっては、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性判断基準に依拠した上で、上記原則3-1(iv)に記載の当社の選任方針に基づき判断しております。

【補充原則4-11-1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各人がその役割・責務を果たし、昭和電線グループの経営課題に的確に対処し得る体制とするべく、多様性を考慮しながら個々の経験・見識・専門性等を勘案して構成しております。

また、当社グループの事業規模および当社が持株会社であることに鑑みて、その適正な員数として7名の取締役を選任しておりますが、その内の2名については、当社経営に対して独立した立場から助言および監督をなし得る独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会において、毎年、取締役および監査役の兼任状況を確認した上で、株主総会招集通知を通じて兼任状況を開示しております。なお、株主総会招集通知については、当社ホームページにて掲載しております。

<http://www.swcc.co.jp/ir/meeting/index.html>

【補充原則4-11-3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役および監査役に対して、職務に必要となる経済情勢、業界動向、法令・財務会計その他の事項に関する知識・情報等を、担当部門において収集・提供することでその遂行を支援しております。また、外部講師による経営陣幹部等を対象とした講習会等についても適宜開催しており、その他、有益と思われる外部のセミナー・講習会等があればこれを紹介し、参加を促しております。

新任の取締役および監査役については、その役割・権限や自らが負うことになる法的責任等について理解を深めてもらうために、当社が斡旋する新任役員向けのセミナー・講習会等に参加することとしております。

社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業や経営に対する理解を深めてもらうために、就任時において、各取締役より所管する事業や業務について個別に説明し、常勤監査役からも監査の状況について説明することとしております。また、合わせて当社グループの主要な製造拠点等を視察する機会を設けることとしております。これらの機会は、就任後においても適宜設けることとしております。

なお、上記に関して必要となる費用については、原則として当社が負担することとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(i) 当社では、経営企画部門を所管する取締役をIR担当取締役とすることとしております。

(ii) 株主・投資家等との対話にあたってはIR担当取締役が責任者となり、経営企画部門に所属するIR専任担当者がその窓口となって、必要に応じて経理・財務部門、法務部門等と情報交換を行うなどして日常的に連携しながら対応することとしております。

(iii) 当社では、本決算および第2四半期決算の開示と合わせてアナリスト向けに決算説明会を開催するとともに、決算説明会の動画および資料については、当社ホームページにて配信・掲載しております。

<http://www.swcc.co.jp/ir/library/output.html>

(iv) 株主・投資家等との面談の内容等については、経営企画部門において取りまとめた上で、他の取締役および監査役にも報告し、かつ上記の部門間でも共有することとしております。

(v) インサイダー情報の管理については、「昭和電線グループ内部者取引防止規程」を定めて役職員に周知するとともに、株主・投資家等との対話にあたっては、未公表の情報等が個別に開示されないことがないように情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
DAIWA CM HONG KONG LTD A/C FUTONG GROUP (HONG KONG) CO LTD	57,142,000	18.53
那須功	14,740,000	4.78
株式会社東芝	9,874,008	3.20
JXホールディングス株式会社	9,790,225	3.17
富国生命保険相互会社	7,724,000	2.50
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,915,979	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,696,000	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,552,000	1.15
DOWAメタルマイン株式会社	2,700,000	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,597,000	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

・富通集団(香港)有限公司は、2011年9月8日付で当社の主要株主である筆頭株主となっております。
なお、同社の当社株式所有に係る株主名簿上の名義は、DAIWA CM HONG KONG LTD A/C FUTONG GROUP (HONG KONG)CO LTD となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社および上場子会社はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
戸川 清	他の会社の出身者													
平井 隆一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
戸川 清	○	——	同氏は日立化成株式会社の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また当社の社外取締役に就任後は、客観的な立場から当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていただいていることから、引き続き社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
平井 隆一	○	——	同氏は太平洋セメント株式会社の経営にも携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また当社の社外取締役に就任後は、客観的な立場から当社の経営に対して適切な助言および監督を行っていただいていることから、引き続き社外取締役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の

			生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
--	--	--	------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人は必要な都度相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高めています。
 ・内部監査部門として監査統括部を設置しており、監査統括部監査規程に基づき当社およびグループ各社の業務の適正性、妥当性の検証および必要に応じて指導・提言を行っております。会計監査人と同様に必要な都度相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議にも出席する等により、監査役との連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
笠井 秀樹	他の会社の出身者														
磯邊 謙二郎	他の会社の出身者														

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠井 秀樹	○	—	同氏は会社経営に携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また客観的な立場から当社の経営に対して適切な監査を行うための中立性も備えられているものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

磯邊 謙二郎	○	—	同氏は会社経営に携わり、その経歴を通じて経営に対する高い見識を培われており、また客観的な立場から当社の経営に対して適切な監査を行うための中立性も備えられているものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
--------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全員について、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」補充原則4-2-1および「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1(iii)に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第120期(自2015年4月1日 至2016年3月31日)事業報告および第120期有価証券報告書においては、取締役役に支払った報酬として総額(62百万円)を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1(iii)に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業や経営に対する理解を深めてもらうために、就任時において、各取締役より所管する事業や業務について個別に説明し、常勤監査役からも監査の状況について説明することとしております。また、合わせて当社グループの主要な製造拠点等を視察する機会を設けることとしております。これらの機会を、就任後においても適宜設けることとしております。
- ・社外取締役が必要とする情報や資料等については、取締役会事務局である総務部門および経営会議事務局である経営企画部門が中心となって収集および提供することとしております。また、社外取締役に対しては、取締役会の会日に先立って議案の説明を行うこととしております。
- ・社外監査役が必要とする情報や資料等については、常勤監査役および内部監査部門員が中心となって収集および提供することとしております。また、定例または臨時的監査役会を通じて、常勤監査役と社外監査役との間で連絡または意見交換等がなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は監査役会設置会社であり、取締役7名(内社外取締役2名)および監査役3名(内社外監査役2名)で構成されております。また、取締役7名のうち男性6名・女性1名の構成です。
- ・取締役については、経営責任の明確化と成果主義による処遇の徹底を図るためその任期を1年としております。
- ・取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例取締役会を月1回開催するほか、必要あるときは適宜臨時取締役会を開催しており、当社およびグループの経営に関する重要な事項については、事前にグループ経営会議等において審議した上で、取締役会

で決定することとしております。また、取締役会は、グループの中期経営計画および年度事業計画を立案し、具体的な経営目標を設定しております。その上で、当社およびグループ各社の代表取締役および業務執行取締役は、グループ経営管理規程、各社の取締役会規則等に定める機関、手続き等に基づき必要な決定を行い、職務を効率的に執行しております。

- ・内部監査部門として監査統括部を設置しており、監査統括部監査規程に基づき当社およびグループ各社の業務の適正性、妥当性を検証し、必要に応じて指導・提言を行っております。
- ・監査役会は常勤監査役を中心に継続的に会計監査および業務監査を行っており、取締役会、経営会議への出席を通じて取締役の業務執行を監視するとともに意見反映できる体制をとっております。
- ・会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、公正な会計監査を受けております。2015年度において当社の会計監査業務を行った指定社員・業務執行社員である公認会計士は原一浩、山本秀仁、桑野正成の3名であります。また当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、会計士補等3名、その他7名です。なお、2016年度において当社の会計監査業務を行う指定社員・業務執行社員である公認会計士は白羽龍三、山本秀仁の2名であります。
- ・当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役7名中の2名を社外取締役、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで、経営への助言機能およびモニタリング機能を強化しております。また、CSR担当取締役を委員長とする社長直轄のCSR委員会の下に昭和電線グループを横断的に統括する9つの会議と委員会を設置し、グループのリスク管理、課題解決のための必要な対策、経営会議への答申やグループ会社のモニタリングを行っていること等から、十分なガバナンス体制が構築されているものと考えております。以上より、現状のコーポレート・ガバナンス体制については、当社が持株会社である点およびその事業規模に鑑みても適正なものであると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月24日開催の定時株主総会に係る招集通知は、同年6月3日付で発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年の定時株主総会を、同年6月24日に開催しております。
その他	早期情報提供の観点から、招集通知を発送日前に東京証券取引所のTDnetおよび当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第2四半期末および通期末の決算発表後、早期に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定開示資料の他、任意のプレスリリースや代表取締役による業績の説明等、投資家に対して有益と思われる情報については、積極的にホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR・広報グループがIRの専任部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念において、健全な事業活動を通じて、従業員、お客様、株主、地域社会のみならず信頼される企業価値を創造していくことを明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境保全活動およびCSR活動については、定期的に発行しております「昭和電線グループCSR報告書」に記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの経営方針および行動規範において、株主をはじめとするステークホルダーに対して広く企業広報を行うとともに、必要な企業情報の適時適切な開示・管理に努めるべきことを定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 当社およびその子会社から成る企業集団(以下昭和電線グループという。)の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、昭和電線グループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、経営方針および行動規範を記載した小冊子等を昭和電線グループの取締役および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。

(2) 取締役会は、昭和電線グループのコンプライアンスに関する責任者としてCSR担当取締役を任命し、CSR担当取締役は、昭和電線グループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

(3) 取締役会は、CSR委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。CSR委員会は、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(4) CSR委員会は、昭和電線グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、昭和電線グループの取締役および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに昭和電線グループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。

(5) 取締役会は、昭和電線グループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、昭和電線グループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。

(6) 昭和電線グループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る次に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

(イ) 株主総会議事録およびその関連資料

(ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

(ハ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料

(ニ) その他の取締役の職務の執行に関する重要な文書

3. 昭和電線グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、昭和電線グループのリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。

(2) CSR担当取締役は、昭和電線グループの横断的なリスク管理体制の整備および問題点の把握に努める。

(3) 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

4. 昭和電線グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、昭和電線グループの経営に関する重要な事項については、事前にグループ経営会議において審議するものとし、取締役会において意思決定を行うものとする。

(2) 取締役会は、取締役会規則、グループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。

(3) 取締役会は、昭和電線グループの中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。

(4) 取締役会は、グループ経営管理規程、グループ経営会議規程に基づき、昭和電線グループ各社の経営管理を行うとともに、適切なモニタリング体制の整備を行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、昭和電線グループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。

(2) 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 取締役会は、監査役の監査の実効性・効率性を高めるため、監査役の求めにより、当社の内部監査部門に、監査役の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。

(2) 取締役会は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査役会に報告させるものとし、監査役会の承諾を得るものとする。

7. 昭和電線グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、次に定める事項を監査役会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。

(イ) 経営会議において報告および承認された事項

(ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ) 毎月の経営状況として重要な事項

(ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項

(ホ) 重大な法令違反および定款違反

(ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容

(ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項

(2) 使用人は、上記(1)の(ロ)および(ホ)に関する重要な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(3) 取締役会は、昭和電線グループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査役1名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。

(4) 当社の法務部門および内部監査部門は、監査役会に対して、定期的に昭和電線グループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役と監査役とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。

(2) 監査役は、取締役会のほか、グループ経営会議、CSR委員会が開催する会議、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。

- (3) 監査役は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- (4) 監査役会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- (5) 当社は、監査役または監査役会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、上記の内部統制システムの構築に関する基本方針の他にも、昭和電線グループ行動規範において反社会的勢力への対応を明記することによりグループ従業員に周知徹底させております。また、反社会的勢力に関する情報収集については社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟するとともに、反社会的勢力に対する対応部署を定め、反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察、顧問弁護士等とも連携し適時適切に対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社グループは、現在、持株会社体制の下でコーポレート・ガバナンス体制の充実および企業価値の向上を図っておりますが、そのためにグループ経営管理規程の他に各種のグループ共通規程を策定・実施し、また持株会社管理部門を中心としてグループ会社の連絡会を適宜開催するなどして、グループとして連携強化に努めております。

・当社グループの適時開示体制は、昭和電線グループ行動規範において企業情報の適時適切な開示・管理に関する基本的事項を定めるとともに、昭和電線グループ情報開示規程において株主・投資家等に対する迅速、正確かつ公平な会社情報の提供が確保されるための体制および手続きを定めております。具体的には、情報開示委員会を設置し、当社グループに関して開示が必要となるあらゆる重要な情報が当該委員会に報告され、適時適切に開示される仕組みを構築しております。

